

令和3年10月26日
沖縄県都市公園課

指定管理者制度導入施設モニタリングシートにおける評価について

指定管理者制度導入施設の実施状況の確認としては、県のモニタリングマニュアルに沿って、履行確認、サービスの質の評価、サービスの安定性評価、総合評価を行い、県が設置する指定管理者制度運用委員会においてモニタリングの実施結果の検証が行われることとされています。具体的には、①利用状況、②満足度を主たる指標とし、③財務状況、④重点取組事項を加えた4つの指標をもって評価を行うこととされています。

県都市公園課は、マニュアルに基づいて令和2年度の海洋博覧会地区内施設の指定管理業務のモニタリングシートを作成し、令和3年8月31日に開催した沖縄県国営沖縄記念公園内施設に係る指定管理者制度運用委員会においてモニタリングの実施結果の検証が行われました。

委員からは、「新型コロナウイルス感染症の影響が大きい項目（利用状況、財務状況等）については、指定管理者の責めによるものではなく不可抗力によるものであり、これらについては評価すべきではなく、評価できるところとできないところを区別して対応すべきではないか。」との意見がありました。

令和2年度における県の指定管理施設の運営にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の要請に基づく休館や来島自粛要請等による入域観光客の落ち込みなどの社会情勢下であり、当該施設が、県の施設の中でも、入域観光客の影響を強く受け、その規模も大きいことなどからも、県土木建築部で検討した結果、直接的な影響が出る利用状況、財務状況については評価を実施・表示せず、新型コロナウイルス感染症の影響を受けない満足度については、評価を行うこととします。